

事業評価シート

担当課・室長：自動車環境対策課長

事業名	自動車その他の移動発生源対策
上位施策名	大気環境の保全 (ア 騒音対策)
1 事業の概要	<p>自動車騒音</p> <p>自動車交通騒音は生活環境問題の中で苦情発生が最も多い分野であり、その改善は重要な課題。都市内の幹線道路を中心に環境基準の達成状況が特に悪く、明らかな改善の傾向が見られない。</p> <p>このため、騒音に係る環境基準に関し、国際規格との整合を図るとともに、面的評価を導入し沿道住民の騒音暴露状況をこれまで以上に詳細に把握できるようにするなどの改正を行い、平成11年4月に施行した。</p> <p>自動車騒音低減対策としては、従来、自動車1台から発生する騒音レベルを低減する自動車単体対策を中心に取り組んできた。最近では、中央環境審議会答申「今後の自動車騒音低減対策のあり方について(総合的施策)」(平成7年3月)において総合的な対策に関する基本的な考え方が示されたことを受け、自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等の各対策の充実強化の方策を検討してきている。今後は、新しい環境基準により対策を重点的に実施すべき地域が明らかとなることを受け、このような地域における対策強化のあり方を関係省庁と連携し引き続き検討する。</p> <p>鉄道騒音</p> <p>新幹線騒音については環境基準の達成状況が厳しい状況にあり、現在進められている第3次75ホン対策終了以降、新たな対策を構築していく必要がある。</p> <p>在来線の騒音については特に既設線について、各事業者の個別の判断により行われている対策を、騒音対策マニュアルを策定することなどにより統一的な騒音対策を示していく必要がある。</p> <p>航空機騒音</p> <p>I C A Oによる単体規制の方針を受け、順次低騒音型航空機に更新されているものの環境基準の達成状況は厳しい状況にあることから、各飛行場の騒音実態に応じた騒音対策の具体化を図っていく必要がある。</p>
2 進捗状況	<p>自動車騒音</p> <p>自動車騒音の大きさの許容限度の改正 (平成8年12月、9年12月、10年12月、12年2月) 騒音環境基準の改正(平成10年9月)</p>

騒音に係る要請限度の改正（平成12年3月）
道路交通騒音対策検討会（中間報告）（平成12年8月）

鉄道騒音

新幹線騒音については過去の75ホン対策区間について環境省が調査した結果、測定したすべての地点で達成されていた。

現在、14年度末を目途に第3次75ホン対策を実施中。

在来線の騒音対策については、新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針を定めたことにより事業者等はこれに基づき対策を実施している。

航空機騒音

環境基準を全ての地点で達成した飛行場は、平成11年度測定結果では56飛行場中33飛行場であり、近年横ばい傾向である。

3 評価

自動車騒音

新しい環境基準による評価は、平成12年4月の改正騒音規制法の施行により、都道府県を中心に作業が進められており、今後、評価作業の進捗を踏まえ、早急に対策重点地域の抽出方法の検討を行い、これを示す必要がある。

全国的な対策である自動車単体対策については、許容限度目標値を前規制値と比較すると、例えば定常走行騒音は車種により1.0デシベルから6.1デシベルの低減となっており、騒音低減対策として一定の効果を得ていると言えるが、引き続き自動車メーカー等における自動車騒音低減技術の研究開発の促進を図り、更なる自動車騒音の低減の可能性を検討していく必要がある。

地域的な対策では、平成7年3月の中環審答申において総合対策の具体的なメニューが示されたが、道路交通対策検討会（中間報告）（平成12年8月）において、当面重点的に充実強化を図るべき課題として、地域レベルにおける総合的かつ計画的な対策の実施、沿道対策の充実強化の2分野が示された。今後は、新環境基準による対策重点地域が明らかとなることを受けて、このような地域を念頭において、に係る対策の強化方策につき具体的、制度的な検討を行う必要がある。

また、要請限度については、騒音測定結果に基づく市町村意見等により、道路管理者等による可能な対策が講じられてきており、騒音激甚対策としては一定の効果をあげてきた。

鉄道騒音

新幹線騒音対策は、75ホン対策区間が全て達成されてきた。今後とも、環境基準の達成に向けた新たな対策が必要である。

在来線騒音対策は、新設線及び大規模改良に際しては環境省が示した指針により実施されているが、既設線については各事業者が独自の判断で対策を実施しており対策内容にバラツキがあることから、騒音対策マニュアルを策定するなどにより統一的な騒音対策を

	<p>示していく必要がある。</p> <p>航空機騒音</p> <p>I C A Oによる単体規制の強化に加え、飛行場周辺対策の一層の推進のため、今後各飛行場の騒音実態に応じた騒音対策の具体化を図っていく必要がある。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音・振動対策調査 ・道路交通騒音強化対策検討調査 ・自動車騒音許容限度強化検討 ・新環境基準に対応した沿道騒音の面的推計方法の開発 ・鉄道騒音対策推進調査
5 対応副施策等	